

参考資料

目次

通院等乗降介助について.....	2
通院等介助の取扱い.....	9
入院・外泊時加算についての Q&A.....	23
激変緩和加算.....	31
定員超過.....	37
日中活動サービス利用日数特例.....	38
多機能事業所.....	40
短期入所と日中活動サービスの併用について.....	41
暫定支給期間.....	41
経過措置.....	44
他サービスとの調整.....	46
介護サービスとの調整.....	48
ヘルパーの医療行為について.....	50
施設外支援について.....	52

通院等乗降介助について

1 対象者

障害福祉サービス費の居宅介護の支給決定を受けている者（身体・知的・児童・精神）で、身体介護の支給決定を受けている者

※ 通院等乗降介助のみの支給決定はない。身体介護と乗降介助の併給が基本となる。

2 サービス内容

利用者に対して、通院等のため、指定居宅介護事業所の従業者又は基準該当居宅介護事業所の従業者が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行う。

※ 身体介護の支給決定を受ける者であって、病院・診療所に通院する際の乗車・降車の介助に限定される。

3 介助内容

- ①外出準備（着替え、整容、持ち物確認等）
- ②車両までの移動介助（歩行や車椅子の介助）
- ③乗車の介助
- ④降車の介助
- ⑤病院内への移動介助（歩行や車椅子の介助）
- ⑥受診等の介助（診療受付など）

4 通院等乗降介助における要件

- ①ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助
- ②乗車前若しくは乗車後の屋内外における移動等の介助
- ③通院先、外出先での受診等の手続き・移動等の介助

※ 通院等のために、①と②を行った場合、又は①と③を一連のサービスとしてそれぞれ具体的に介助する行為を行った場合に乗降介助として算定対象となる。運転時間中の移送行為そのものは算定の対象とならない。

※ 通院等乗降介助の算定例

○ 算定できる

利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。

× 算定できない

- ①乗降時に車内から見守る。
- ②移動等の介助又は受診等の手続きを行わない。

注1) あらかじめ居宅介護計画が立てられている必要がある。

乗降介助を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の一つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅介護計画に位置付けられている必要がある。

注2) 移送即ち運転時間中は運転に専念しており介護を行える状態でないため、算定対象でなく、移送に係る運賃は引き続き評価しない。

5 利用目的

「通院等のため」とは、「身体介護が中心である場合」としての通院等の介助と同じものである。

6 算定上の留意点

(1) 片道について算定する。

乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできない。

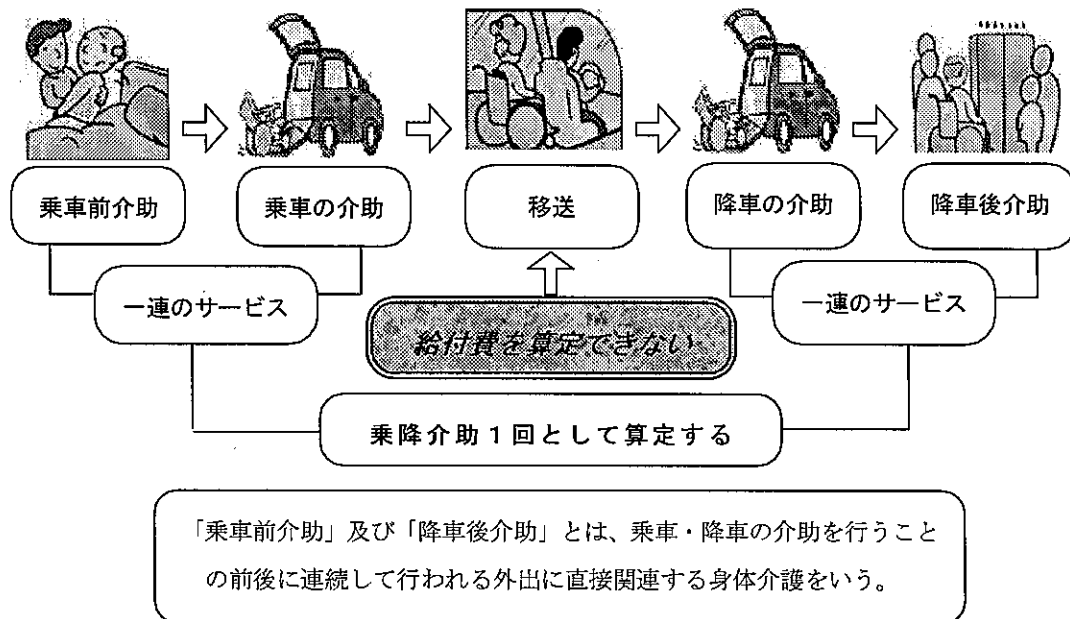
(2) 身体介護、通院等介助とは別の項目として取り上げられ、あわせて身体介護、通院等介助を請求することはできない。

(3) 通院等乗降介助は一連のサービス行為であることから、①ヘルパーが自ら運転する車両への乗車・降車の介助、②乗車前、降車後の屋内外での移動等の介助、③通院先、外出先での受診等の手続き・移動等の介助を細かく区分し、「通院等乗降介助」又は「通院等介助」として算定できない。

(4) 車両乗降介助（自ら運転する車両への乗降介助）だけでは算定対象とされず、「車両乗降介助」プラス「乗降前後の屋内外の移動の介助」か「通院先や外出先での受診等の手続き、移動等の介助」が必要である。

(5) それぞれの介助行為は一連のサービスとしてとらえ、屋内外の移動介護で算定、乗降介助で算定というように区分して算定しない。

(6) 通院等に伴いこれに関連して行われる、居室内での「声かけ・説明」、「目的地（病院等）に行くための準備」や通院先での「院内の移動等の介助」は、「通院等乗降介助」に含まれるものであり、別に「通院等介助」として算定できない。



7 2人介護の取扱い

(1) 複数のヘルパーが交代して一人の利用者の介護にあたる場合乗降介助の算定は1回とする。ヘルパーごとに細かく区分して算定することはできない。また、乗車降車でヘル

パーが代わった場合も1回として算定する。

(2) 運転・介助を行うヘルパーと介助のみを行うヘルパーの場合

運転・介助を行うヘルパーと介助のみを行うヘルパーが2人で通院等乗降介助を行い、介助のみを行うヘルパーが車両に同乗して移送中の介護を行う場合には、運転中であっても介護のみを行うヘルパーが支援できる状態にあることから、介護のみを行うヘルパーに対して算定されるが、運転者の通院等乗降介助は算定できない。

ただし、①体重が重い利用者で二人でないと介護が難しい場合や②エレベーターのない建物の2回以上の居室から外出させる場合など、利用者の状況等によりやむを得ず2人のヘルパーによるサービス提供が必要となった場合で、2人介護ありの支給決定されている利用者の場合に限り、2人のヘルパーによるサービス提供時間に応じて算定できる。

8 複数の利用者に対する提供

複数の利用者が1台の車両に乗り合わせたときに、乗降時に1人の利用者に対して1対1で介助する場合は、それぞれの利用者に対して通院等乗降介助を算定できる。

なお、効率的なサービスの観点から移送時間を極小化すること。

9 公共交通機関等の利用

公共交通機関等（タクシーを含む）を利用しての通院等の外出介助は、通院等介助として、介護給付費を算定する。

10 通院等乗降介助と通院等介助の区分について

通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20分～30分程度以上）を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「通院等介助」の所定額を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」の所定額は算定できない。

例1

（乗車の介助の前に連続して）寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合。

通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して30分～1時間程度以上を要する居宅における外出に直接関連しない身体介護（入浴介助、食事介助など）を一連のサービス提供で行い、かつ当該身体介護が中心である場合は、その所要時間に応じた「通院等介助」の所定額を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」の所定額は算定できない。

例2

入浴介助を1時間行った後に連続して通院のための外出準備を行い、車いすを押して自動車へ移動介助する場合。

「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係を参照のこと。

1.1 道路運送法（昭和26年法律第183号）との関係

(1) 利用者の介護を行うヘルパーが自ら運転する場合

① 道路運送法第4条許可（一般乗用旅客自動車運送事業の許可）

- ※ タクシー
- ※ セダン型可
- ※ 営業ナンバー所有（緑ナンバーの車）

注1) 電車、バスもこの許可によるものである。

② 道路運送法第4条許可

（患者等輸送サービスに限定した一般乗用旅客自動車運送事業の許可）

- ※ 福祉タクシー
- ※ セダン型可（ヘルパーが運転手として乗務する場合）
- ※ 営業ナンバー所有（緑ナンバーの車）

③ 道路運送法第43条許可（特定旅客自動車運送事業の許可）

- ※ 特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業であって、無償旅客自動車運送事業以外のもの
- ※ セダン型可
- ※ 営業ナンバー所有（緑ナンバーの車）

④ 道路運送法第80条許可

（福祉有償運送事業及び過疎地有償運送事業の許可の場合）

- ※ 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合。
- ※ 非営利法人に限る。
地方自治体が設置する運営協議会の協議を経ることが必要。
- ※ セダン型不可
- ※ 白ナンバーの車（普通乗用車）

上記の①～④のいずれかの許可を居宅介護事業者が受けたうえで、

(i) 運転免許証で2種免許を持っている

注1) 上記④で運営協議会が1種免許での運転を許可した場合を除く

(ii) 道路運送法第80条許可

（訪問介護事業所の訪問介護員等にかかる有償運送許可）

- ※ ヘルパー等が自家用車で2種免許なしで運転手を兼ねることが可能
- ※ セダン型可
- ※ 白ナンバーの車（普通乗用車）可

上記の(i)または(ii)の許可を受けたヘルパーが運転する場合、通院等乗降介助の算定が可能。内容によっては通院等介助として算定する場合もある。

(2) 利用者の介護を行うヘルパー以外が運転する場合

通院等乗降介助の算定はできない。通院等介助として算定する。

公共交通機関等を利用するか、上記(1)の条件で運転するヘルパーと介護するヘルパーの2名の場合での利用かである。

なお、上記(1)の条件で利用する場合、運転するヘルパーに対し、介護給付費は算定できない。

公共交通機関等とは、電車、バス、タクシー、福祉タクシー、有償ボランティア移送、市町が行う外出支援サービス等をいう。

(3) 道路運送法等他の法令に抵触しないように留意すること。

これまで移送を伴う介護を提供していた事業者について、道路運送法上の取扱いが変更されることはない。

したがって、これまで道路運送法の許可を受けず乗車又は降車の介助を行っていた指定事業者について、新たに一律に道路運送法の許可を受けなければ障害者自立支援法における制度の適用を受けられなくなるものではない。

なお、道路運送法の処分、刑事告発等の対象とされた者がこのサービスを行う場合は、事業の適正な運営ができるとは認められないものと考えられ、指定取消しの対象となるものである。

移送行為そのものすなわち運転時間中は通院等乗降介助の算定対象ではなく、移送に係る経費（運賃）は、引き続き、評価しない。

道路運送法上の許可について

許可に関する詳細については、国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部
輸送課（Tel 078-453-1104）にお問い合わせください。

12 通院等乗降介助の算定の申出

乗降介助のサービス提供を行う場合、指定を受けた指定権者に、算定の申出を行う。
提出書類は以下のとおり。

- ① 指定内容の変更届出書（様式第2号）
- ② 「通院等のための乗車又は降車の介助」の算定に係るサービス提供体制等について
- ③ 「通院等における乗車又は降車の介助」の記載がされた運営規程
- ④ 道路運送法の許可書の写し
- ⑤ 「通院等のための乗車又は降車の介助」を行おうとする居宅介護事業所に対する市町意見書（事業所の所在する市町が作成する）

運営規程における介護内容の明示

「通院等乗降介助」を行う事業者は、運営規程における「指定居宅介護の内容」に「通院等における乗車又は降車の介助」を新たに定め、「附則」に新たな施行年月日（「通院等乗降介助」のサービス提供を行い算定が開始する日で指定内容変更届出書に記載する変更年月日）を追加する。

運営規程が変更になったため、変更の日から10日以内に指定権者に指定内容の変更届出書（様式第2号）を提出すること。

事業者指定に関して

通院等乗降介助のみを行う事業者は指定事業者としては認められない。基準該当事業者であれば可能。

指定居宅介護事業者は、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を総合的に提供しなければならない。通院等のための乗車又は降車の介助を行う指定居宅介護事業者についても、身体介護又は家事援助を総合的に提供しなければならない。

Point

算定の申出を行っていない場合、通院等乗降介助の算定はできず、介護給付費の請求を行うことはできない。

1.3 介護保険との関係

(1) 介護保険における「通院等乗降介助」の届出を行っている事業所

介護保険の訪問介護事業者の指定を受け、介護保険上の「通院等乗降介助」の届出を行っている居宅介護事業所は、障害者自立支援法においても利用者に対して「通院等乗降介助」を行うことが見込まれるため、原則として通院等乗降介助に係る算定の申し出の手続きを行うこと。

(2) 介護保険における「通院等乗降介助」の届出を行っていない事業所

介護保険の訪問介護事業者の指定を受けているが、介護保険上の「通院等乗降介助」の届出を行っていない居宅介護事業所は、障害者自立支援法においても「通院等乗降介助」の算定はできない。

「通院等乗降介助」を算定できる体制が整った場合、介護保険及び障害者自立支援法において、それぞれ「通院等乗降介助」の算定の届出又は申出を行う。

(3) 介護保険の訪問介護事業者の指定を受けていない事業所

介護保険の訪問介護事業者の指定を受けていない事業所（障害者自立支援法による指定だけを受けている居宅介護事業所）は、道路運送法上の許可状況を基に、「道路運送法（昭和26年法律第183号）との関係」により、事業所において届出の要・不要を判断すること。判断しかねる場合は、各指定権者に問い合わせの上、確認を行うこと。

1.4 通院等乗降介助を行う上での留意点

(1) 利用者への説明

事業所が提供する居宅介護サービスの内容に変更が生じることから、新たに重要事項説明書を交付の上、利用者に対し、十分な説明を行う必要がある。

契約については、契約書の記載内容により、契約内容の変更が生ずる場合があるので、注意する。

Point

- ① 契約書の記載内容に、身体介護、家事援助等サービスの詳細な内容が明記されている場合、通院等乗降介助を新たに追加した契約書により新たに契約を交わす必要がある。
- ② 通院等乗降介助の利用を利用者と契約した場合、受給者証に新たな記載を行う必要がある。また、契約内容報告書の提出を行うこと。

(2) 「移動支援」との関係

通院等乗降介助の算定となる対象は「身体介護の支給決定を受けている者が継続して病院・診療所に通院する際の乗降介助」である。社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出については、従来と同様、「移動支援」で算定する。

通院等介助の取扱い

1 対象者

・通院等介助（身体介護を伴う）

障害者等（身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児）のうち、以下のいずれにも該当する者

○障害程度区分が区分2以上である者

○障害程度区分の認定調査項目において①～⑤のいずれか1つ以上に認定されている者

①「歩行」：できない

②「移乗」：「見守り等」、「一部介助」、「全介助」

③「排尿」：「見守り等」、「一部介助」、「全介助」

④「排便」：「見守り等」、「一部介助」、「全介助」

⑤「移動」：「見守り等」、「一部介助」、「全介助」

・通院等介助（身体介護を伴わない場合）

障害者等（身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児）のうち、障害程度区分が区分1以上である者

2 サービス内容

・通院等介助（身体介護を伴う場合）

定期的な通院等のため、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20分～30分程度以上）を要しかつ手間のかかる身体介護、身体介護を伴う移動支援の介助、受診等の手続き、病院内の移動等の介助を行う。

※ 乗車、降車の介助については、単なる誘導や声かけ等によるものは含まれない。

・通院等介助（身体介護を伴わない場合）

定期的な通院等のため、移動支援の介助、受診等の手続き、病院内の移動等の介助を行う。

3 通院等介助の範囲

(1) 病院等に通院する場合

(2) 官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。）並びに指定相談支援事業所。以下同じ。）に公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合。

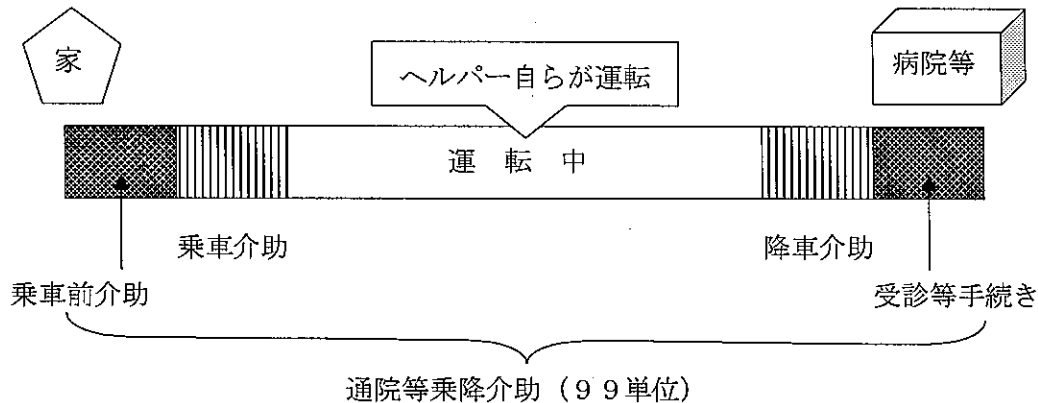
(3) 指定相談支援事業所における相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合。

4 「通院等介助（身体介護を伴う）」、「通院等乗降介助」、「居宅における身体介護」の適用関係

① 「通院等乗降介助」を算定する場合

以下のいずれの要件も満たす場合に算定する。

- 自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うこと。
- 次のいずれかの介助等を行うこと。
 - ・乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助
 - ・通院先での受診等の手続き、官公署等での公的手続、移動等の介助



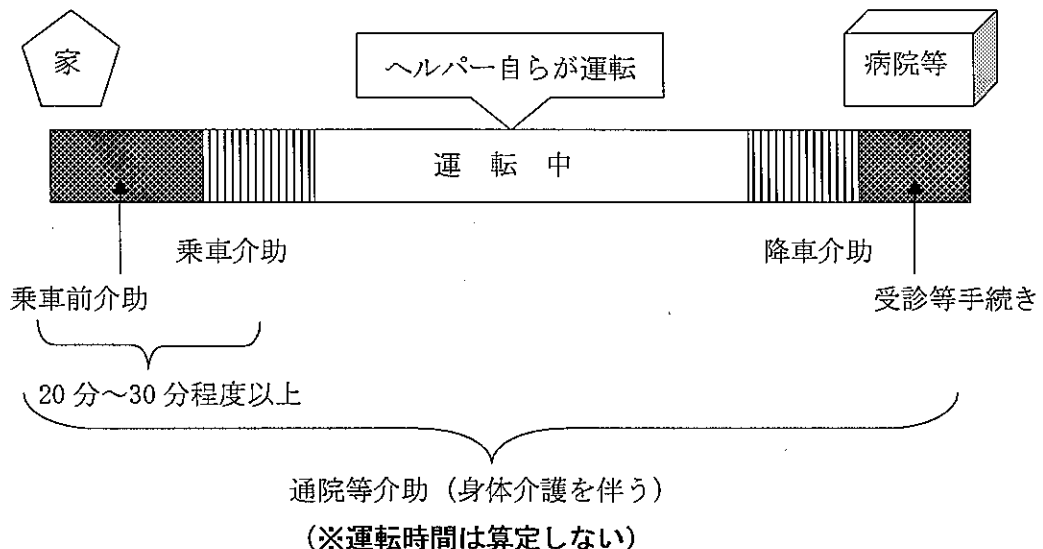
※乗降等介助に関する詳細な説明については、3ページ参照

② 「通院等介助（身体介護を伴う）」を算定する場合

通院等のため、ヘルパー自ら運転する車両又は公共交通機関への乗車・降車の介助を行う場合であって、以下の要件を満たす場合に算定する。

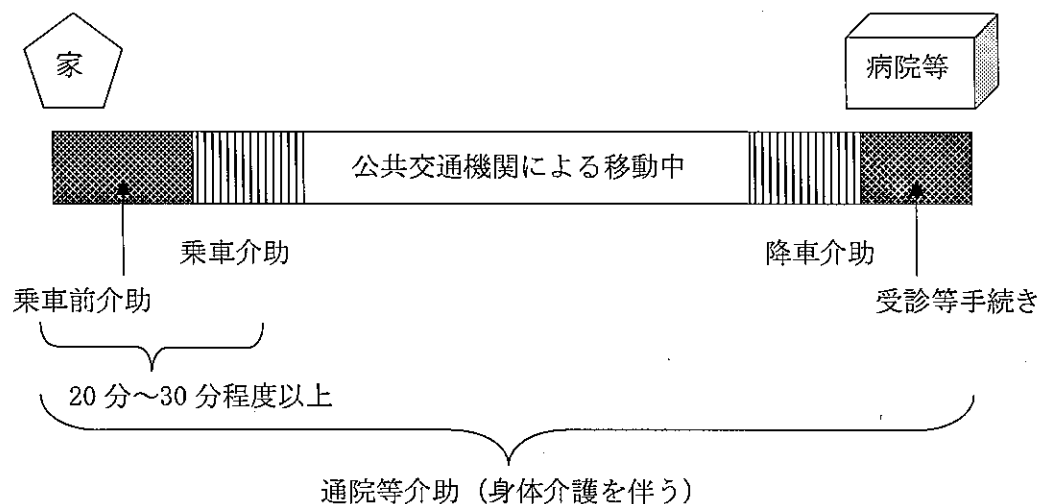
- 通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20分～30分程度以上）を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合
- ※ 公共交通機関等とは、電車、バス、タクシー、福祉タクシー、有償ボランティア移送、市町が行う外出支援サービス等をいう。

I ヘルパー自らが運転する場合



※乗車前（降車後）介助とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。

II 公共交通機関を利用する場合

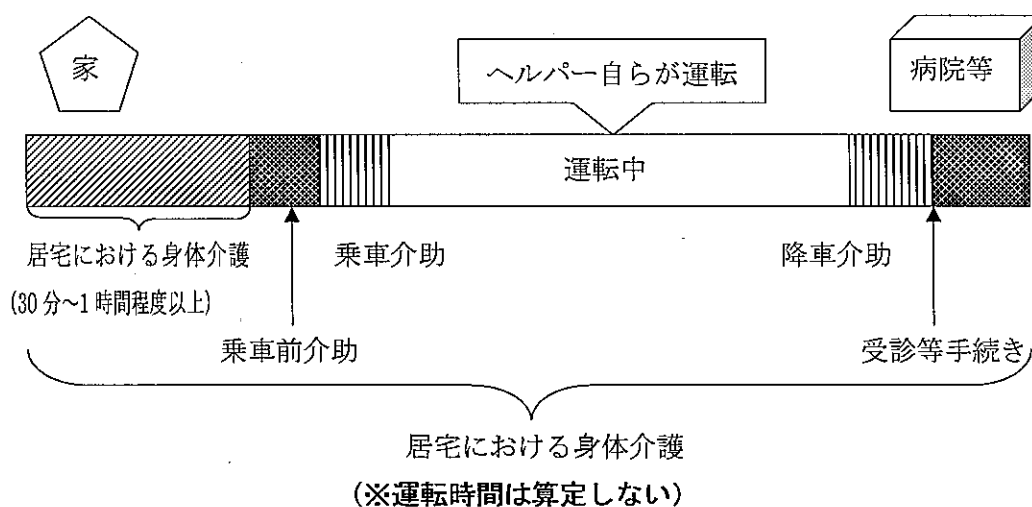


③「居宅における身体介護」を算定する場合

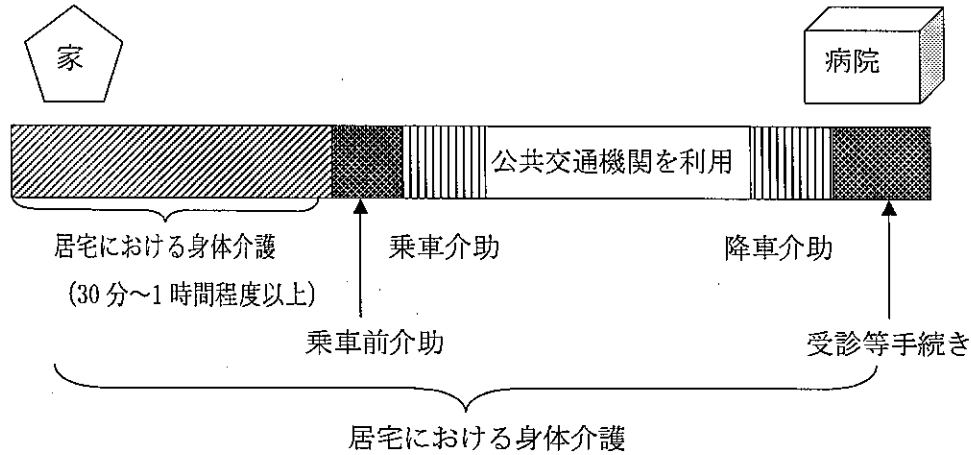
「通院等介助（身体介護を伴う）」の前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護（例えば、入浴介助、食事介助など）に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「居宅における身体介護」を算定する。

この際、「通院等介助（身体介護を伴わない）」の対象者には適用しない。

I ヘルパー自らが運転する場合



II 公共交通機関を利用する場合



適用関係の具体例については、23ページ以降参照

4 その他

病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、都合により算定対象となる。官公署等内の介助は算定対象となる。

5 従業者の要件について

- ①介護福祉士
- ②介護職員基礎研修修了者
- ③居宅介護従業者養成研修1、2級課程修了者
- ④居宅介護従業者養成研修3級課程修了者
- ⑤支援費制度において身体介護、家事援助又は日常生活支援に係る業務に従事した経験を有する者
- ⑥平成18年9月30日において、従来の視覚障害者外出介護従業者養成研修を終了した者
- ⑦従来の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護養成研修に相当する研修として都道府県知事の認める研修を終了したもの。

※④～⑦の者がサービス提供を行った場合には、「通院介助（身体介護を伴う場合）」は30%、「通院介助（身体介護を伴わない場合）」及び「通院等乗降介助」は10%の減算を行う。

6 通院等介助を行う上での留意点

(1) 利用者への説明

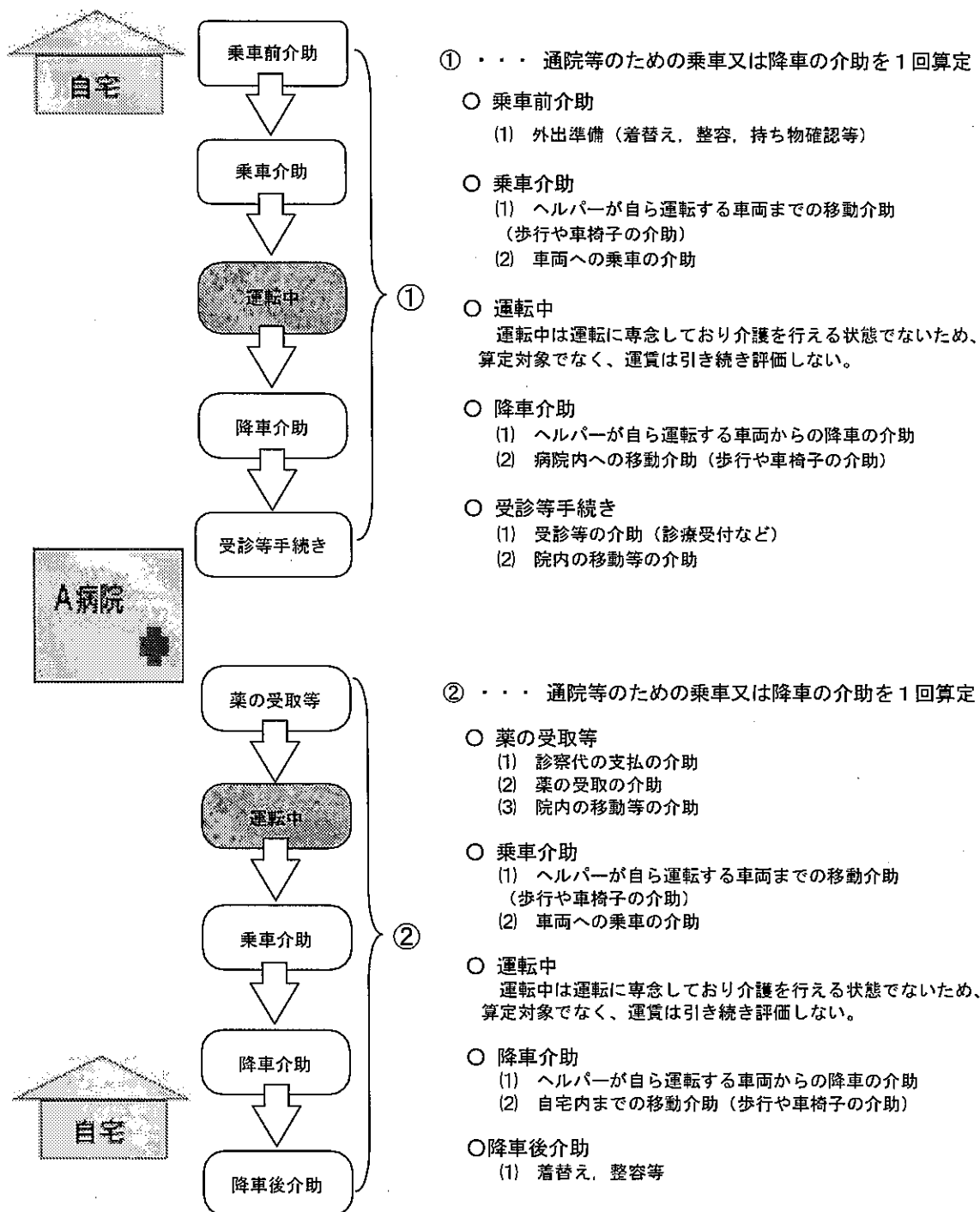
事業所が提供する居宅介護サービスの内容に変更が生じることから、新たに重要事項説明書を交付の上、利用者に対し、十分な説明を行う必要がある。契約については、契約書の記載内容により、契約内容の変更が生ずる場合があるので、注意する。

- ① 契約書の記載内容に、身体介護、家事援助等サービスの詳細な内容が明記されている場合、通院等介助を新たに追加した契約書により新たに契約を交わす必要がある。
- ② 通院等介助の利用を利用者と契約した場合、受給者証に新たな記載を行う必要がある。また、契約内容報告書の提出を行うこと。

※ 「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」、
「居宅における身体介護」の適用関係の具体例

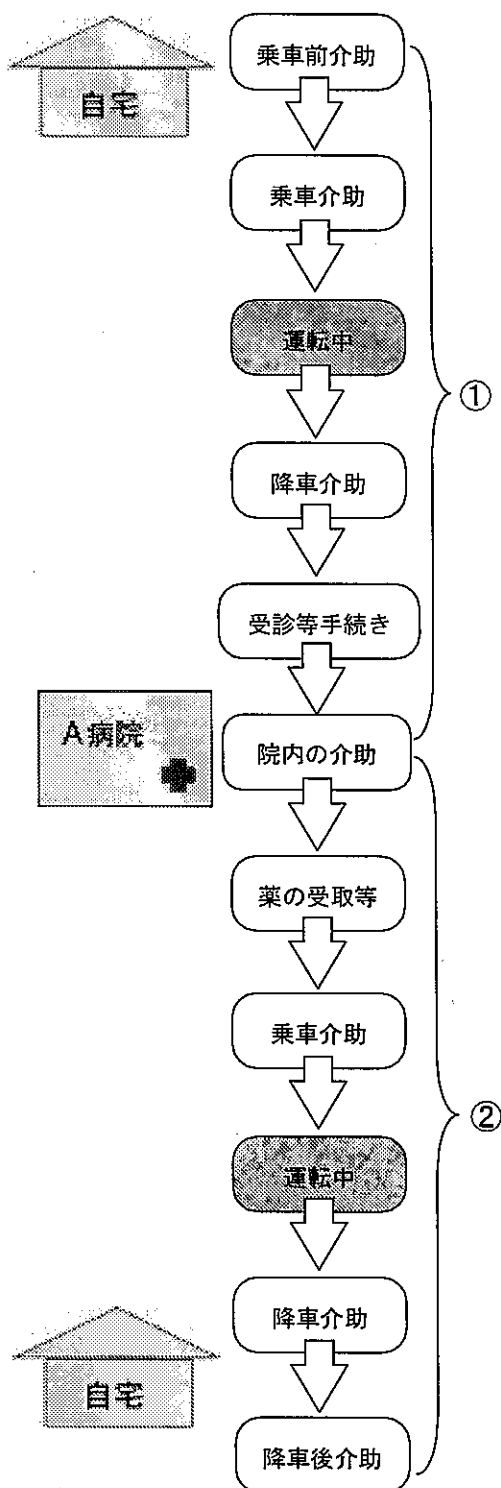
(1) 通院等乗降介助で算定

① ヘルパーが自ら運転し、自宅からA病院、A病院から自宅への往復の場合



①、②のそれぞれで、通院等乗降介助として算定する。あわせて身体介護の算定はできない。
①、②とも一連のサービスとしてそれぞれ具体的に介助する行為を行うことが必要である。

② ヘルパーが自ら運転し、自宅からA病院、A病院内で移動等の介助、A病院から自宅への往復の場合



①・・・通院等のための乗車又は降車の介助を1回算定

- 乗車前介助
 - (i) 外出準備 (着替え, 整容, 持ち物確認等)
- 乗車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両までの移動介助 (歩行や車椅子の介助)
 - (ii) 車両への乗車の介助
- 運転中

運転中は運転に専念しており介護を行える状態でないため、算定対象でなく、運賃は引き続き評価しない。
- 降車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両からの降車の介助
 - (ii) 病院内への移動介助 (歩行や車椅子の介助)
- 受診等手続き
 - (i) 受診等の介助 (診療受付など)
 - (ii) 院内の移動等の介助
- 院内の介助
 - (i) 院内の移動等の介助

②・・・通院等のための乗車又は降車の介助を1回算定

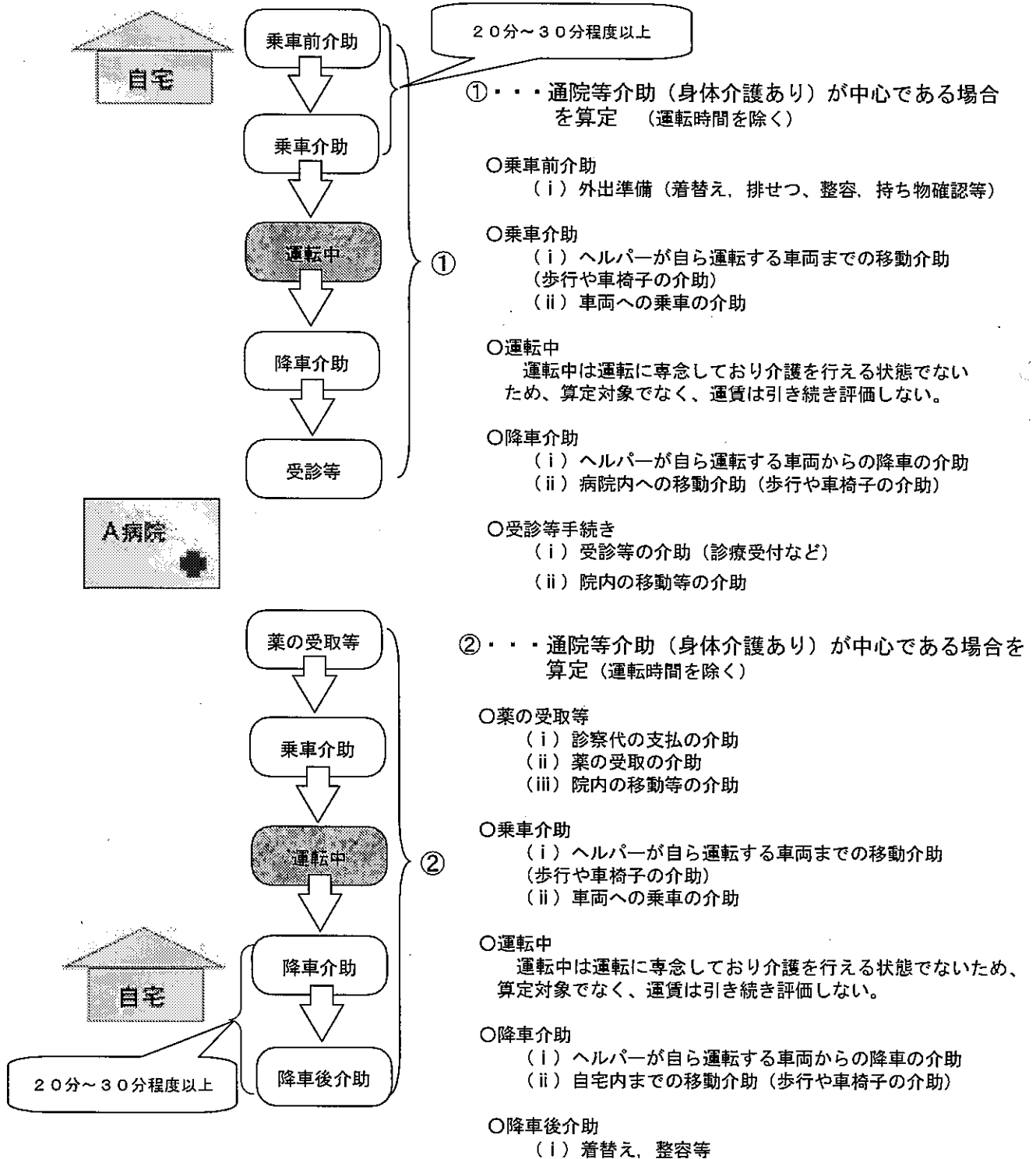
- 院内の介助
 - (i) 院内の移動等の介助
- 薬の受取等
 - (i) 診察代の支払の介助
 - (ii) 薬の受取の介助
 - (iii) 院内の移動等の介助
- 乗車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両までの移動介助 (歩行や車椅子の介助)
 - (ii) 車両への乗車の介助
- 運転中

運転中は運転に専念しており介護を行える状態でないため、算定対象でなく、運賃は引き続き評価しない。
- 降車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両からの降車の介助
 - (ii) 自宅内までの移動介助 (歩行や車椅子の介助)
- 降車後介助
 - (i) 着替え, 整容等

①、②のそれぞれで、通院等乗降介助として算定する。あわせて身体介護の算定はできない。
 ①、②とも一連のサービスとしてそれぞれ具体的に介助する行為を行うことが必要である。
 院内の移動等の介助は、基本的に院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。
 (内科から眼科への移動介助やトイレの介助等が対象となり、単に付き添っている時間は算定の対象とならない)

(2) 通院等介助（身体介護あり）で算定

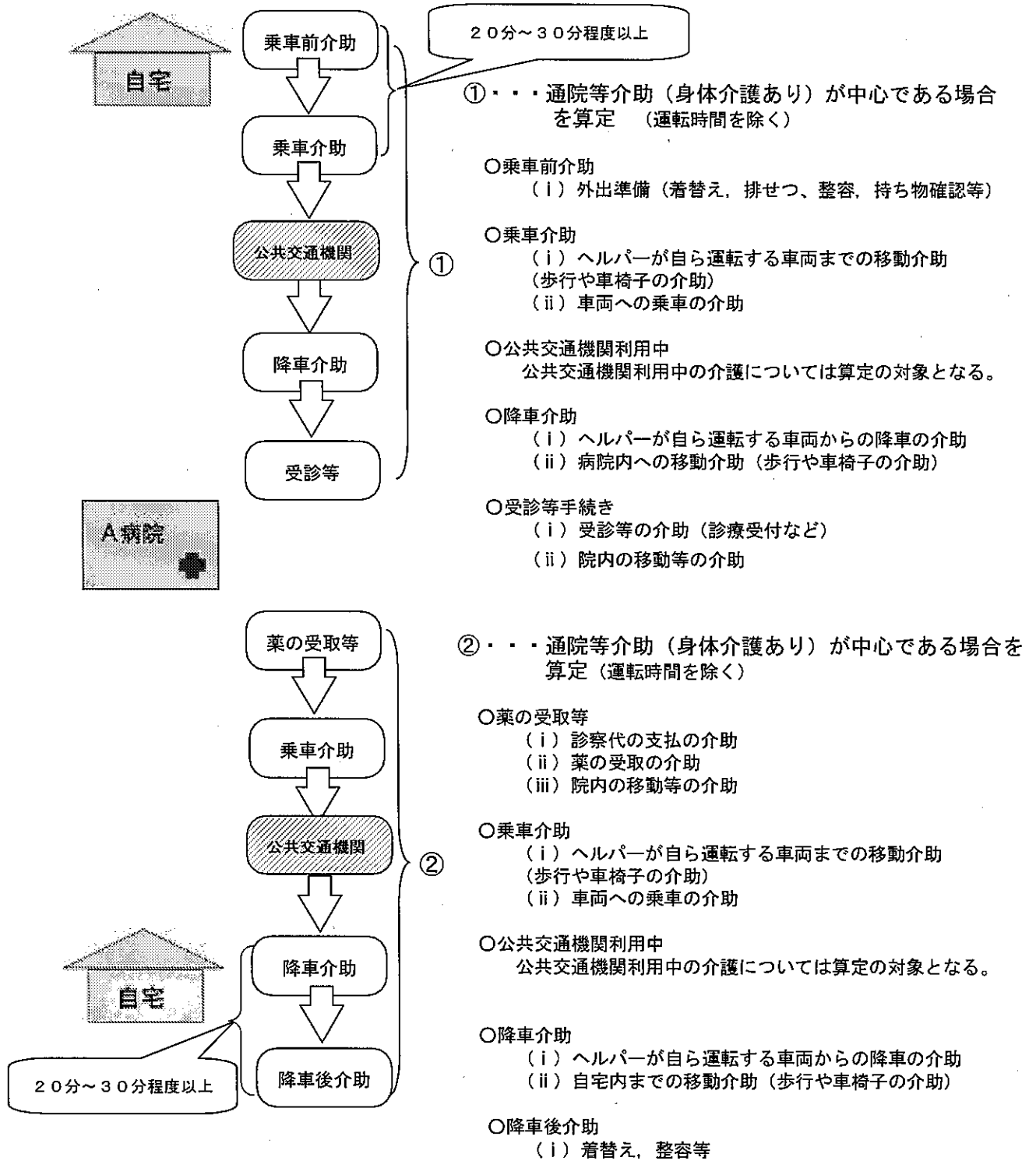
- ① ヘルパーが自ら運転し、自宅からA病院、A病院から自宅への往復の場合で、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20分～30分程度以上）を要しかつ手間がかかる身体介護を行う場合



①、②のそれぞれで、通院等介助（身体介護あり）として算定する。あわせて通院等乗降介助の算定はできない。

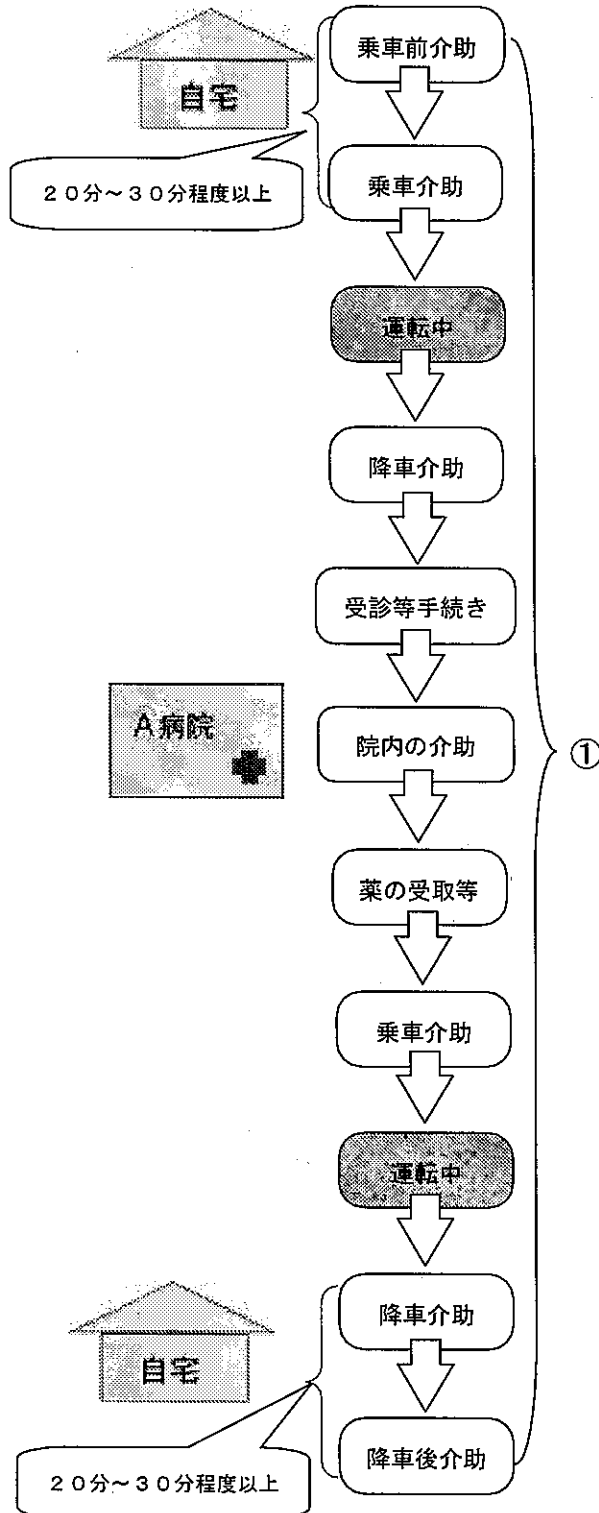
①、②とも、運転時間は介護給付費として算定しない。

② 公共交通機関を利用し、自宅からA病院、A病院から自宅への往復の場合で、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20分～30分程度以上）を要しかつ手間がかかる身体介護を行う場合



①、②のそれぞれで、通院等介助（身体介護あり）として算定する。あわせて通院等乗降介助の算定はできない。

③ ヘルパーが自ら運転し、自宅からA病院、A病院内で移動等の介助、A病院から自宅への往復の場合で、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20分～30分程度以上）を要しかつ手間がかかる身体介護を行う場合



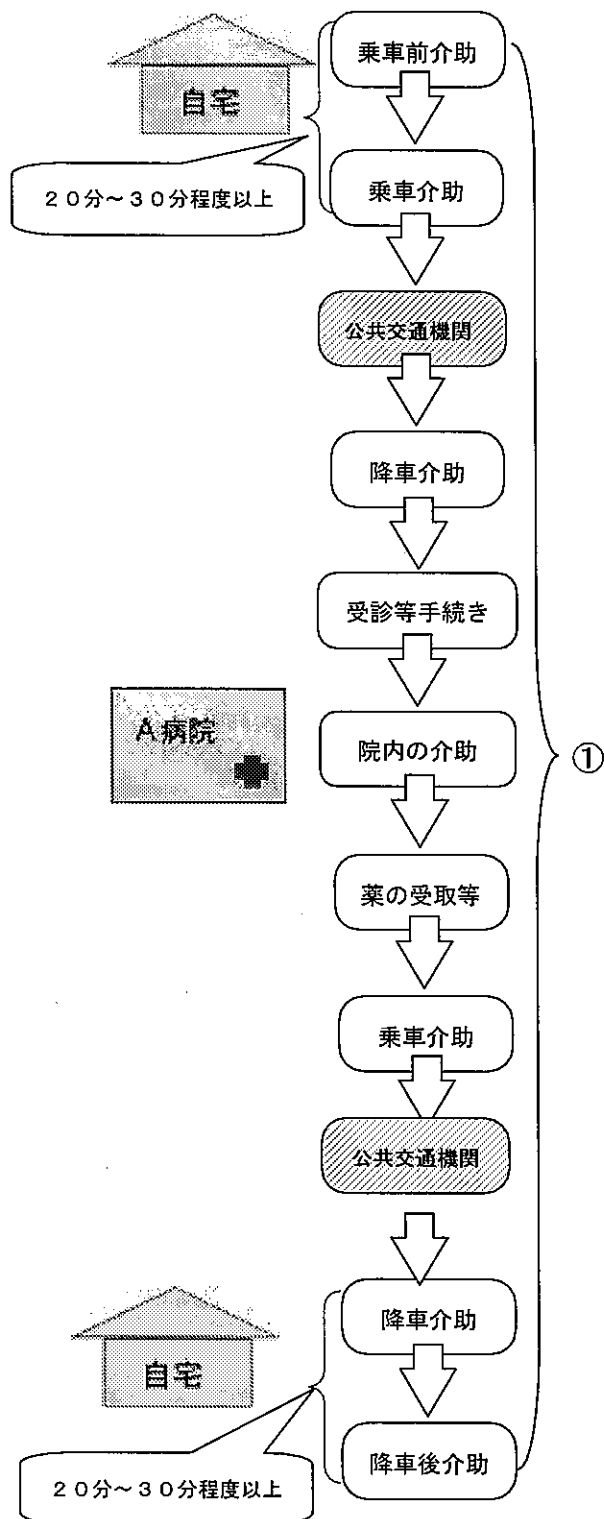
①・・・通院等介助（身体介護あり）が中心である場合を算定（運転時間を除く）

- 乗車前介助
 - (i) 外出準備（着替え、排せつ、整容、持ち物確認等）
- 乗車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両までの移動介助（歩行や車椅子の介助）
 - (ii) 車両への乗車の介助
- 運転中
 - 運転中は運転に専念しており介護を行える状態ではないため、算定対象でなく、運賃は引き続き評価しない。
- 降車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両からの降車の介助
 - (ii) 病院内への移動介助（歩行や車椅子の介助）
- 受診等手続き
 - (i) 受診等の介助（診療受付など）
 - (ii) 院内の移動等の介助
- 院内の介助
 - (i) 院内の移動等の介助
- 薬の受取等
 - (i) 診察代の支払の介助
 - (ii) 薬の受取の介助
 - (iii) 院内の移動等の介助
- 乗車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両までの移動介助（歩行や車椅子の介助）
 - (ii) 車両への乗車の介助
- 運転中
 - 運転中は運転に専念しており介護を行える状態ではないため、算定対象でなく、運賃は引き続き評価しない。
- 降車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両からの降車の介助
 - (ii) 自宅内までの移動介助（歩行や車椅子の介助）
- 降車後介助
 - (i) 着替え、整容等

①で、通院等介助（身体介護あり）として算定する。あわせて通院等乗降介助の算定はできない。運転時間は給付費として算定しない。

院内の移動等の介助は、基本的に院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。（内科から眼科への移動介助やトイレの介助等が対象となり、単に付き添っている時間は算定の対象にならない）

- ④ 公共交通機関を利用し、自宅からA病院、A病院内で移動等の介助、A病院から自宅への往復の場合で、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20分～30分程度以上）を要しかつ手間がかかる身体介護を行う場合



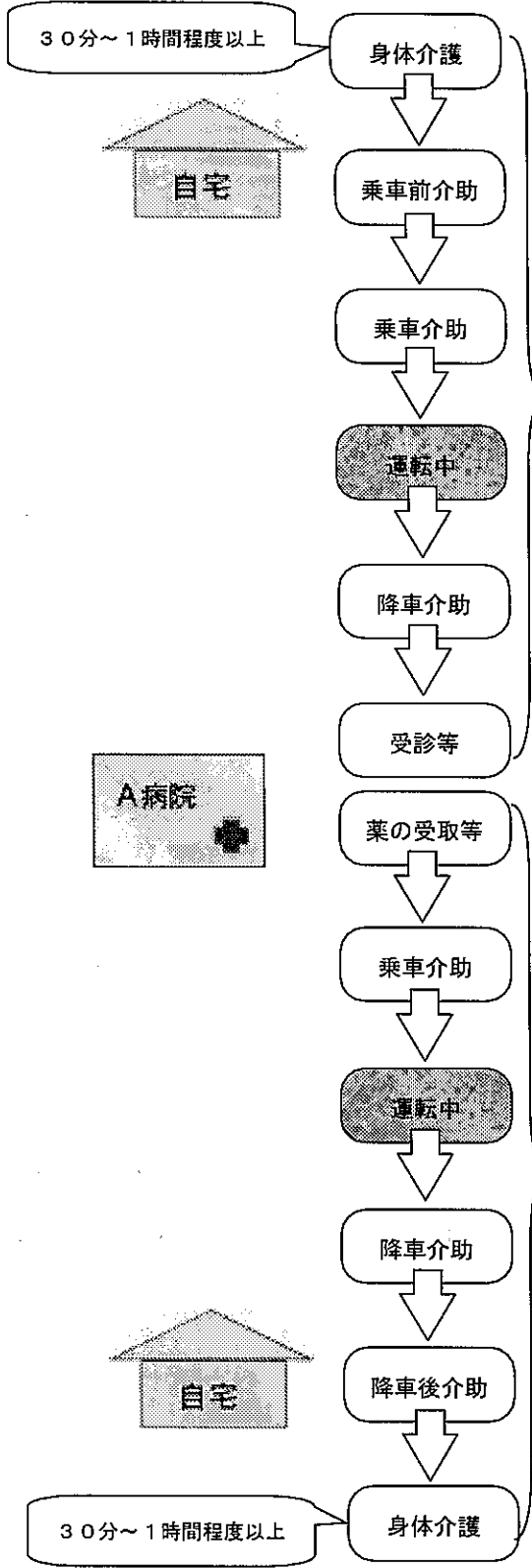
①・・・通院等介助（身体介護あり）が中心である場合を算定（運転時間を除く）

- 乗車前介助
 - (i) 外出準備（着替え、排せつ、整容、持ち物確認等）
- 乗車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両までの移動介助（歩行や車椅子の介助）
 - (ii) 車両への乗車の介助
- 公共交通機関利用中
 - 公共交通機関乗車中の介護については、算定対象となる。
- 降車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両からの降車の介助
 - (ii) 病院内への移動介助（歩行や車椅子の介助）
- 受診等手続き
 - (i) 受診等の介助（診療受付など）
 - (ii) 院内の移動等の介助
- 院内の介助
 - (i) 院内の移動等の介助
- 薬の受取等
 - (i) 診察代の支払の介助
 - (ii) 薬の受取の介助
 - (iii) 院内の移動等の介助
- 乗車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両までの移動介助（歩行や車椅子の介助）
 - (ii) 車両への乗車の介助
- 公共交通機関利用中
 - 公共交通機関乗車中の介護については、算定対象となる。
- 降車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両からの降車の介助
 - (ii) 自宅内までの移動介助（歩行や車椅子の介助）
- 降車後介助
 - (i) 着替え、整容等

①で、通院等介助（身体介護あり）として算定する。あわせて通院等乗降介助の算定はできない。院内の移動等の介助は、基本的に院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。（内科から眼科への移動介助やトイレの介助等が対象となり、単に付き添っている時間は算定の対象にならない）

(3) 居宅における身体介護を算定する場合

① ヘルパーが自ら運転し、自宅からA病院、A病院から自宅への往復の場合で、居宅における外出に直接関連しない身体介護に30分～1時間程度以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合



①・・・居宅における身体介護が中心である場合を算定
(運転時間を除く)

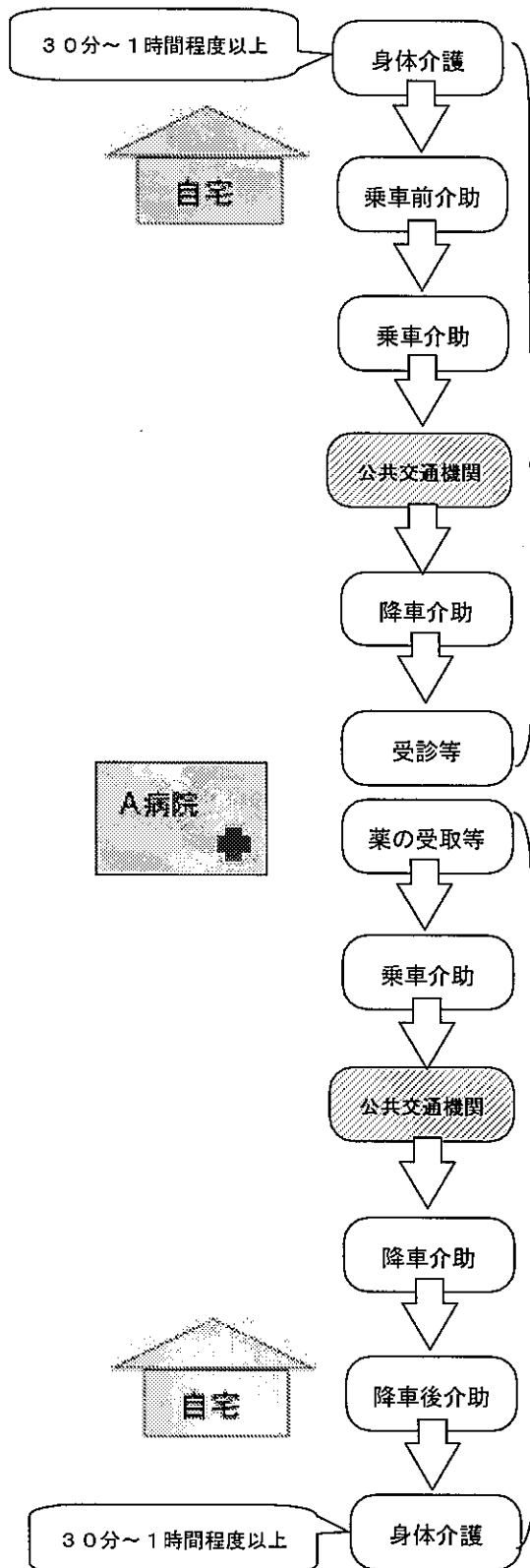
- 身体介護
 - (i) 入浴介助、食事介助など
- 乗車前介助
 - (i) 外出準備(着替え、排せつ、整容、持ち物確認等)
- 乗車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両までの移動介助(歩行や車椅子の介助)
 - (ii) 車両への乗車の介助
- 運転中
 - 運転中は運転に専念しており介護を行える状態でないため、算定対象でなく、運賃は引き続き評価しない。
- 降車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両からの降車の介助
 - (ii) 病院内への移動介助(歩行や車椅子の介助)
- 受診等手続き
 - (i) 受診等の介助(診療受付など)
 - (ii) 院内の移動等の介助

②・・・居宅における身体介護が中心である場合を算定
(運転時間を除く)

- 薬の受取等
 - (i) 診察代の支払の介助
 - (ii) 薬の受取の介助
 - (iii) 院内の移動等の介助
- 乗車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両までの移動介助(歩行や車椅子の介助)
 - (ii) 車両への乗車の介助
- 運転中
 - 運転中は運転に専念しており介護を行える状態でないため、算定対象でなく、運賃は引き続き評価しない。
- 降車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両からの降車の介助
 - (ii) 自宅内までの移動介助(歩行や車椅子の介助)
- 降車後介助
 - (i) 着替え、整容等
- 身体介護
 - (i) 入浴介助、食事介助など

①、②のそれぞれで、身体介護として算定する。あわせて通院等乗降介助の算定はできない。①、②とも、運転時間は介護給付費として算定しない。身体介護の部分は、直接関連しない身体介護(入浴介助、食事介助等)であり、所要時間として30分～1時間程度以上を要する。この身体介護が提供した居宅介護の中心である場合に身体介護として算定する。

② 公共交通機関を利用し、自宅からA病院、A病院から自宅への往復の場合で、居宅における外出に直接関連しない身体介護に30分～1時間程度以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合



①・・・居宅における身体介護が中心である場合を算定

- 身体介護
 - (i) 入浴介助、食事介助など
- 乗車前介助
 - (i) 外出準備(着替え、排せつ、整容、持ち物確認等)
- 乗車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両までの移動介助(歩行や車椅子の介助)
 - (ii) 車両への乗車の介助
- ① ○公共交通機関利用中

公共交通機関利用中の介護については、算定できるものとする。
- 降車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両からの降車の介助
 - (ii) 病院内への移動介助(歩行や車椅子の介助)
- 受診等手続き
 - (i) 受診等の介助(診療受付など)
 - (ii) 院内の移動等の介助

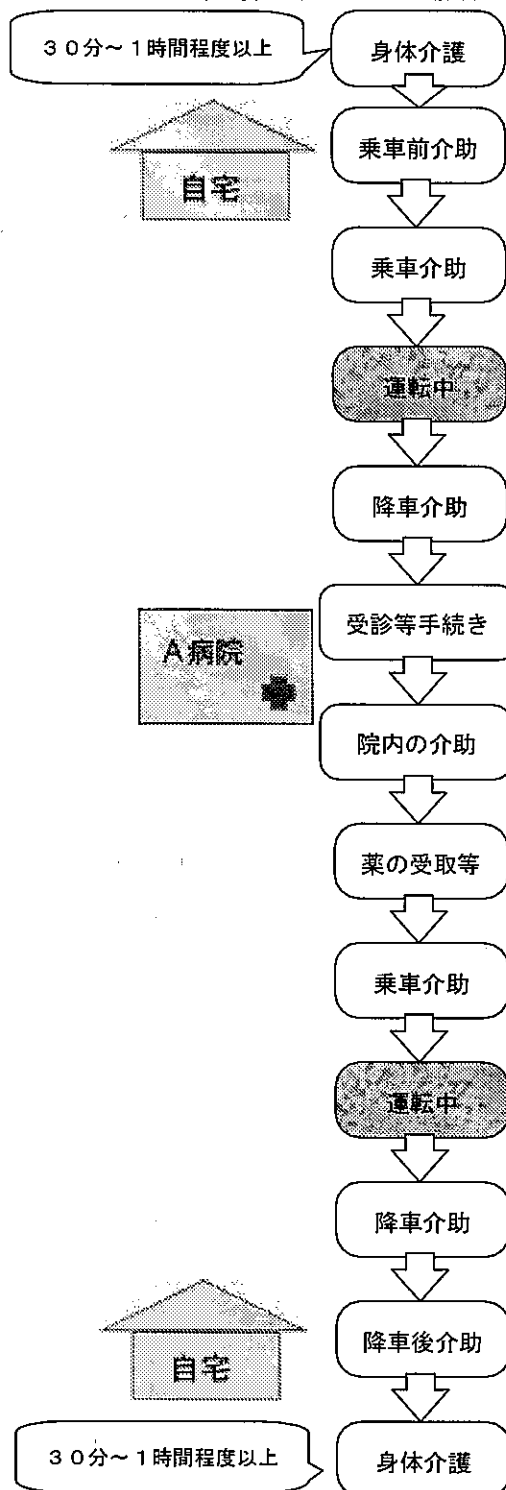
②・・・居宅における身体介護が中心である場合を算定

- 薬の受取等
 - (i) 診察代の支払の介助
 - (ii) 薬の受取の介助
 - (iii) 院内の移動等の介助
- 乗車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両までの移動介助(歩行や車椅子の介助)
 - (ii) 車両への乗車の介助
- ② ○公共交通機関利用中

公共交通機関利用中の介護については、算定できるものとする。
- 降車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両からの降車の介助
 - (ii) 自宅内までの移動介助(歩行や車椅子の介助)
- 降車後介助
 - (i) 着替え、整容等
- 身体介護
 - (i) 入浴介助、食事介助など

①、②のそれぞれで、身体介護として算定する。あわせて通院等乗降介助の算定はできない。身体介護の部分は、直接関連しない身体介護(入浴介助、食事介助等)であり、所要時間として30分～1時間程度以上を要する。この身体介護が提供した居宅介護の中心である場合に身体介護として算定する。

③ ヘルパーが自ら運転し、自宅からA病院、A病院内で移動等の介助、A病院から自宅への往復の場合で、居宅における外出に直接関連しない身体介護に30分～1時間程度以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合



①・・・身体介護が中心である場合を算定
(運転時間を除く)

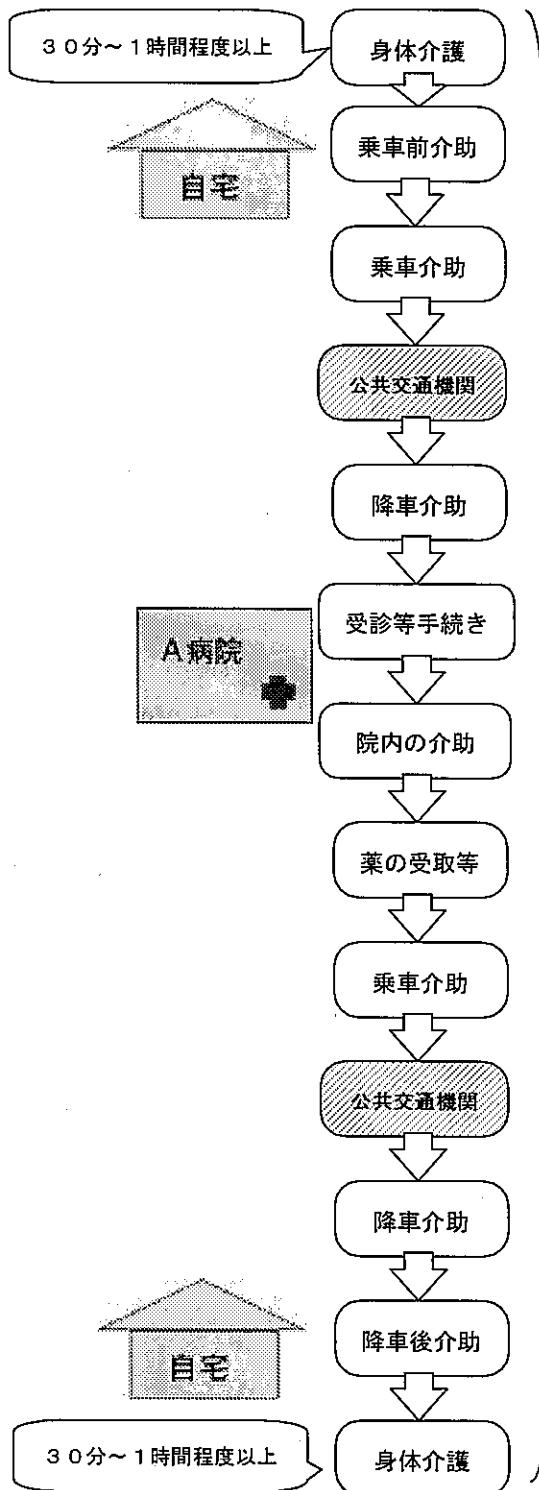
- 身体介護
 - (i) 入浴介助、食事介助など
- 乗車前介助
 - (i) 外出準備(着替え、排せつ、整容、持ち物確認等)
- 乗車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両までの移動介助(歩行や車椅子の介助)
 - (ii) 車両への乗車の介助
- 運転中

運転中は運転に専念しており介護を行える状態でないため、算定対象でなく、運賃は引き続き評価しない。
- 降車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両からの降車の介助
 - (ii) 病院内への移動介助(歩行や車椅子の介助)
- 受診等手続き
 - (i) 受診等の介助(診療受付など)
 - (ii) 院内の移動等の介助
- 院内の介助
 - (i) 院内の移動等の介助
- 薬の受取等
 - (i) 診察代の支払の介助
 - (ii) 薬の受取の介助
 - (iii) 院内の移動等の介助
- 乗車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両までの移動介助(歩行や車椅子の介助)
 - (ii) 車両への乗車の介助
- 運転中

運転中は運転に専念しており介護を行える状態でないため、算定対象でなく、運賃は引き続き評価しない。
- 降車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両からの降車の介助
 - (ii) 自宅内までの移動介助(歩行や車椅子の介助)
- 降車後介助
 - (i) 着替え、整容等
- 身体介護
 - (i) 入浴介助、食事介助など

①で、身体介護として算定する。あわせて通院等乗降介助の算定はできない。①で、運転時間は介護給付費として算定しない。身体介護の部分は、直接関連しない身体介護(入浴介助、食事介助等)であり、所要時間として30分～1時間程度以上を要する。
この身体介護が提供した居宅介護の中心である場合に身体介護として算定する。
院内の移動等の介助は、基本的に院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。(内科から眼科への移動介助やトイレの介助等が対象となり、単に付き添っている時間は算定の対象とならない)

④ 公共交通機関を利用し、自宅からA病院、A病院内で移動等の介助、A病院から自宅への往復の場合で、居宅における外出に直接関連しない身体介護に30分～1時間程度以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合



①・・・居宅における身体介護が中心である場合を算定

- 身体介護
 - (i) 入浴介助、食事介助など
- 乗車前介助
 - (i) 外出準備(着替え、排せつ、整容、持ち物確認等)
- 乗車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両までの移動介助(歩行や車椅子の介助)
 - (ii) 車両への乗車の介助
- 公共交通機関利用中
 - 公共交通機関利用中の介護は、算定できるものとする。
- 降車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両からの降車の介助
 - (ii) 病院内への移動介助(歩行や車椅子の介助)
- 受診等手続き
 - (i) 受診等の介助(診療受付など)
 - (ii) 院内の移動等の介助
- 院内の介助
 - (i) 院内の移動等の介助
- ① ○薬の受取等
 - (i) 診察代の支払の介助
 - (ii) 薬の受取の介助
 - (iii) 院内の移動等の介助
- 乗車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両までの移動介助(歩行や車椅子の介助)
 - (ii) 車両への乗車の介助
- 公共交通機関利用中
 - 公共交通機関利用中の介護は、算定でききるものとする。
- 降車介助
 - (i) ヘルパーが自ら運転する車両からの降車の介助
 - (ii) 自宅内までの移動介助(歩行や車椅子の介助)
- 降車後介助
 - (i) 着替え、整容等
- 身体介護
 - (i) 入浴介助、食事介助など

①で、身体介護として算定する。あわせて通院等乗降介助の算定はできない。身体介護の部分は、直接関連しない身体介護(入浴介助、食事介助等)であり、所要時間として30分～1時間程度以上を要する。この身体介護が提供した居宅介護の中心である場合に身体介護として算定する。院内の移動等の介助は、基本的に院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。(内科から眼科への移動介助やトイレの介助等が対象となり、単に付き添っている時間は算定の対象とならない)